

健康

新型コロナウイルスワクチン接種について
同じ種類のワクチンで2回接種しましょう
 問い合わせ 健康推進課 ☎ (23) 0024

現在、市内での新型コロナワクチン接種には、ファイザー社製のワクチンを使っています。自衛隊大規模接種センターでの接種や職域接種の開始に伴い、武田/モデルナ社製のワクチンの使用が開始されました。それぞれのワクチンは、接種間隔や対象年齢が異なるため、同じ種類のワクチンで2回接種しましょう。

[新型コロナウイルスワクチンの特徴]

	ファイザー社製	武田/モデルナ社製
接種回数	2回	2回
接種間隔	3週間隔	4~12週間隔
接種対象者	12歳以上	18歳以上

接種後も感染予防対策は継続しましょう

ワクチン接種後、抗体が作られるまでには1~2週間かかります。また、ワクチンを接種した人は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを接種した人から他人への感染をどの程度予防できるかは、まだ分かっていません。引き続き、「密集・密接・密閉」の回避、手洗い、マスクの着用など、感染症予防対策を継続してください。

防災

令和3年度の実施日は9月5日
牧之原市総合防災訓練を実施します
 問い合わせ 危機管理課 増田真也 ☎ (23) 0056

本年の総合防災訓練は、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じながら実施します。また、大規模地震が発生し、市内全域で著しい被害を受けたことを想定します。一人一人が、訓練を通じて「自らの命は自ら守る(自助)」。自らの地域は皆で守る(共助)という防災意識を持ち、災害時の対応能力を高めるために、訓練を実施しましょう。

参加者同士が過度に密集することがないようにしてください。高齢者は、流行の状況によって参加を控えてください。

日頃の災害対策

- ・住まいの耐震化
- ・家具などの転倒防止の確認
- ・備蓄品や非常持出品の点検
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族間での安否確認や連絡方法の確認

サイレンの吹鳴をします

地震発生や津波襲来を想定した同報無線のサイレン吹鳴を計画しています。

新型コロナウイルス感染防止対策

- ・できる限りマスクを着用して参加してください。
- ・風邪症状などがある人は参加を控えてください。

総合防災訓練 9月5日(日) 午前9時訓練開始

●訓練事前広報 9月4日(土)

午後7時30分	同報無線(*)で訓練事前広報
---------	----------------

●訓練実施日 9月5日(日)

午前6時50分	同報無線(*)で訓練実施(中止)のお知らせ
午前9時	訓練地震発生・訓練開始「サイレン1分間吹鳴」
午前9時5分ごろ	訓練大津波警報 同報無線(*)で訓練警報発表のお知らせ
正午ごろ	同報無線(*)で訓練終了のお知らせ

*同時に「まきのほらTeaメール」および「市LINE公式アカウント」でも配信

災害

令和3年5月1日牧之原市竜巻等災害
「牧之原市竜巻等災害義援金」申請のご案内
 問い合わせ 社会福祉課 ☎ (23) 0070

「令和3年5月1日牧之原市竜巻等災害」で被災した皆さんに、全国から寄せられた義援金を配分します。対象の皆さんには既に申請書を送付しており、受付を行っています。期限内に申請書の提出をお願いします。

申請期限
 8月6日(金)まで

配分対象

(1)「令和3年5月1日牧之原市竜巻等災害」により、住んでいた住家が被害を受けた世帯に、被害区分に応じて配分します。

分類	被害区分	配分金額(第1次)
住宅被害	大規模半壊	70万円
	中規模半壊	50万円
	半壊	30万円
	準半壊	20万円
	一部損壊	2万円

(2) 被災区分は「罹災証明書」の記載内容で確認します。
 *物置、作業所、カーポートなどは対象になりません。また、賃貸住宅の大家の人は対象になりません。

提出書類

「罹災証明書を受け取っている人」

▼義援金申請書

▼振込口座がわかるもの(通帳など)

▼本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

*罹災証明書の発行手続きをしていない人は、申請受付時に罹災証明書の発行手続きを行いますので、右記書類と併せて、被害箇所わかる写真などを持参してください。

申請窓口

福祉こども部社会福祉課(市総合健康福祉センター「さざんか」内)

【受付時間】
 午前8時15分~午後5時(土日祝日除く。ただし水曜日は午後7時まで)

情報

令和2年度の運用状況をお知らせします
情報公開制度および個人情報保護制度について
 問い合わせ 総務課 八木裕介 ☎ (23) 0050

情報公開制度

市民の皆さんの市政についての「知る権利」を尊重し、市が保有する情報を公開する制度です。この制度により、市政の公正な執行と市民の皆さんの市政への信頼を確保し、市民参加による開かれた市政を推進することを目的としています。

個人情報保護制度

市民の皆さんの個人情報を適正に管理し、市政の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。この制度により、市民の皆さんに信頼される市政を実現することを目的としています。

個人情報の取り扱いや管理

市では、さまざまな事務の執行に当たり取り扱う個人情報を「個人情報取扱事務登録簿」に登録するとともに、適正な管理に努めています。この登録簿は、情報公開コーナー(榛原庁舎2階市民ラウンジ、相良庁舎1階ロビー)で誰でも見ることができます。

●牧之原市個人情報保護条例に基づく実施状況
 保有個人情報開示実施状況(令和2年度)

開示請求延べ人数	11人	
実人数	10人	
開示請求件数	11件	
開示・非開示決定件数	全部開示	6件
	部分開示	5件
	非開示	0件

●牧之原市情報公開条例に基づく実施状況
 (令和2年度)

開示請求延べ人数	39人	
実人数	32人	
開示請求件数	51件	
開示・非開示決定件数	全部開示	33件
	部分開示	15件
	非開示	3件